

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国際情勢を考慮した国際租税に係る所要の措置		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 　　外国税額控除 ・特例措置の内容 　　租税条約の一部条項が相手国において停止されたことにより、実質的に租税条約の適用が受けられない場合に生じる外国税額控除について、外国税額控除の対象とすること。 		
関係条文	〔所得税法施行令第222条の2第4項第4号、法人税法施行令第142条の2第8項第5号〕		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] —</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国際情勢を考慮した制度・環境整備を行うことにより、国内金融機関に過度な税負担が生じることがないようにすることで、国内金融機関の保護を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国では、国際的な二重課税の排除方式として、外国で納付した外国税額を一定の範囲内で納付すべき税額から控除する外国税額控除制度が認められている。</p> <p>ただし、租税条約を締結している場合、外国税額のうち租税条約の規定により条約相手国において課することができることとされる額を超える部分に相当する金額については、外国税額控除の対象外とされているところ。</p> <p>租税条約の一部条項が相手国において停止されたことにより、実質的に租税条約の適用が受けられない場合に生じる外国税額についても、外国税額控除の適用が認められておらず、国内金融機関に追加的な税負担が生じるため、外国税額控除について国際情勢を考慮した措置を講じる必要がある。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

今回の要望 (税負担軽減措置等)に 関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	III-1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	外国税額控除について、国際情勢を考慮した措置を講じることで、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすること。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	租税条約の一部条項が停止された相手国に進出している国内金融機関への適用が見込まれる。
	相当性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	外国税額控除について、国際情勢を考慮した措置を講じることで、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすることにより、国内金融機関の保護が図られるため、有効である。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	外国税額控除について、国際情勢を考慮した措置を講じることで、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすることにより、国内金融機関の保護が図られるため、妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	